

**令和5年度補正予算案概要  
(内閣府防災担当)**

**令和5年11月  
内閣府政策統括官（防災担当）**



# 令和5年度補正予算案

◎令和5年度補正予算要求額：42.4億円

## 1. 次期総合防災情報システムの構築等(8.8億円)[うち、デジタル庁一括計上予算8.8億円]

### ○次期総合防災情報システムの整備・運用等(5.6億円)

総合防災情報システムの安定運用を継続するため、令和6年度に予定している現行システムと次期システムの切り替え(並行運用)に向けて、データの初期設定、映像情報を取り込むための防災IoTインターフェースの構築等を行う。

また、次期総合防災情報システムを利用したISUT(災害情報を集約・地図化して提供する災害時情報集約支援チーム)の活用を促進するため、地方公共団体等へのISUT活用研修に向けた資料作成等の準備を実施する。

### ○次期物資調達・輸送調整等支援システム設計・構築(3.2億円)

物資調達・輸送調整等支援システムは、国と自治体との間で、被災者への支援物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整業務を効率化することにより、迅速・円滑な物資支援を実現している。災害時の応急活動に沿った利便性の格段の向上、平時の備蓄管理等の容易化を図るため、現行システムの課題や本年度に行っているシステム最適化に向けた調査等を踏まえ、次期システムの設計・構築業務を実施する。

## 2. 災害発生時の対応の強化・推進(4.2億円)

### ○相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の推計に係る検討(0.2億円)

首都直下地震対策に資するよう、相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の推計をとりまとめるため、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会で得られた最新の知見に基づき、地盤構造モデルの見直しを行う。

### ○各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進(0.1億円)

活動火山対策特別措置法の一部改正により措置された、集客施設等における避難確保計画作成等への市町村等による援助の取組を、国として適切に支援し、全国の避難確保計画の作成促進を図るため、具体の課題や解決方法の調査・検討を実施する。

### ○住民の火山防災意識の向上(0.2億円)

活動火山対策特別措置法の一部改正により、国民に広く活動火山対策について関心と理解と深めるために、「火山防災の日」(8月26日)が制定されたことを踏まえ、「火山防災の日」をはじめとする火山防災に対する国民への普及啓発を図る。

### ○デジタル技術を活用した防災教育の推進(0. 1億円)

子どもたちが、より現実的なシミュレーションを経験しながら、地域の災害リスクを認識し、適切な避難行動等を身に付けることができるよう、デジタル技術を活用した防災教育の充実強化を図る。

### ○災害中間支援組織の設置・機能強化(0. 4億円)

都道府県域でNPO等の多様な主体による被災者支援活動を調整する「災害中間支援組織」の設置・機能強化を支援するため、モデル事業を実施する。

### ○防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務(0. 6億円)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、防災分野全体でのデータ流通の促進に向け、災害対応機関間でデータ共有を行う次期総合防災情報システムと、他の用途・関係機関間の情報流通基盤(例:防災アプリ間連携等のデータ連携基盤等)との効果的な連携形態等の検討を行う。

### ○災害時における一人一人に寄り添った支援に必要な連携体制強化事業(0. 1億円)

災害ケースマネジメントなど一人一人に寄り添った支援の推進及び個別避難計画の未着手団体の解消を図るため、全国レベルの官民連携体制を構築することにより、地方公共団体レベルの官民連携の気運醸成、関係づくりの円滑化を促進する。また、個別避難計画について、有識者等が、市町村による計画作成を現場で支援し、未着手団体の解消を目指す。

### ○災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する業務(0. 8億円)

災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に向けたアプリケーションソフトウェアの設計・構築を行う。

### ○中央防災無線網の円滑な運用のための設備整備(1. 5億円)

端末設備(映像配信、PC、電話等)と各種回線(衛星、多重無線、光)を接続するネットワーク設備において、機器の更新、設備の集約を行うとともに、衛星通信サービスへの移行による指定公共機関との低コストな通信サービスを実現する。

### ○四国現地对策本部改修事業(0. 3億円)

南海トラフ地震における政府の災害応急対策活動のため、四国に設置されている現地对策本部用の施設が一部移転することに伴い、情報通信回線(中央防災無線網)の移設及び機器設置を行う。

## 3. 被災者生活再建支援金補助金 等(29. 4億円)

- ・被災者生活再建支援金補助金(18. 6億円)
- ・災害救助費等負担金(9. 4億円)
- ・災害援護貸付金(1. 4億円)

(注)四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

# 次期総合防災情報システムの整備・運用等業務経費

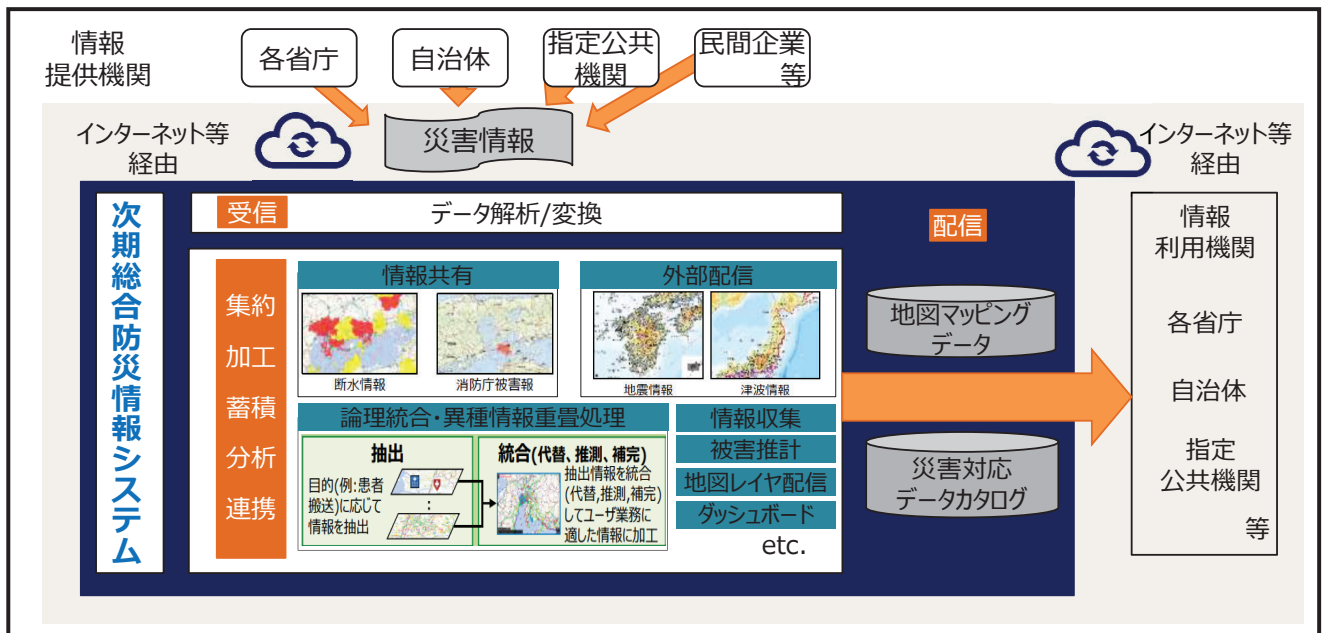
令和5年度補正予算額 558百万円

## 事業概要・目的

- 総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムであり、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え被害の全体像の把握を支援することを目的としている。
- 今後、継続的なシステムの安定運用を図るため、令和6年度の現行システムと次期システムの切り替え（並行運用）期間においては、確実な切り替えやデータ流通設定等を実施する。これに向けた準備として、使用するデータの初期設定や、映像情報取込みのための防災IoTインターフェースの構築等を前倒しで実施する。
- また、災害情報を集約・地図化して提供する災害時情報集約支援チーム（ISUT）に関して、地方公共団体等がISUTへの地図提供依頼を円滑に行い、迅速な災害対応を可能にするため、活用研修の実施を通じて周知を図ることを目的としているが、令和6年度以降は次期総合防災情報システムを使用しての活動となることを踏まえて、研修資料等の準備を実施する。

## 事業イメージ・具体例

- 令和6年度は現行システムと次期システムの並行運用期間に当たる。継続的なシステムの安定運用を図るため、現新システムの並行運用を実施するための一部データ流通設定等を前倒しで行う。



## 期待される効果

- 府省庁や地方公共団体等の災害対応機関との緊密な連携が可能となり、さらに被害情報等の収集機能の強化により、災害情報を俯瞰的に捉え被害の全体像を把握することが可能となる。

# 次期物資調達・輸送調整等支援システム設計・構築業務 令和5年度補正予算額 324百万円

## 事業概要・目的

### 【要求内容、要求の背景、目的等】

- ① 本システムは、国と自治体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのものであり、令和元年度に構築し、2年度より本格運用を開始している。
- ② 災害が発生した際に活用されるものであるが、これに備え、各自治体は平時に備蓄物資を本システムに入力する必要があり、備蓄管理や防災訓練にも活用されている。現行システムの平時における運用や、災害対応を通じて得られた課題等に対して、次期システムは災害時のオペレーションに沿ったユーザビリティを格段に向上させるとともに、平時においても備蓄管理を主とした使用について容易となるよう、5年度に実施しているシステムの最適化に向けた調査等を踏まえ、次期システムの設計・構築業務を実施する必要がある。

### 【必要性、緊急性、効果】

被災者への迅速かつ的確な物資供給は、被災者の人命に関わる重要業務であり、同業務を確実に実施する必要がある。次期システムは災害時に関係各機関の担当職員が直感的に操作可能なものとする必要があり、次期システム実現の緊急性は高く、速やかに構築を実施する必要がある。

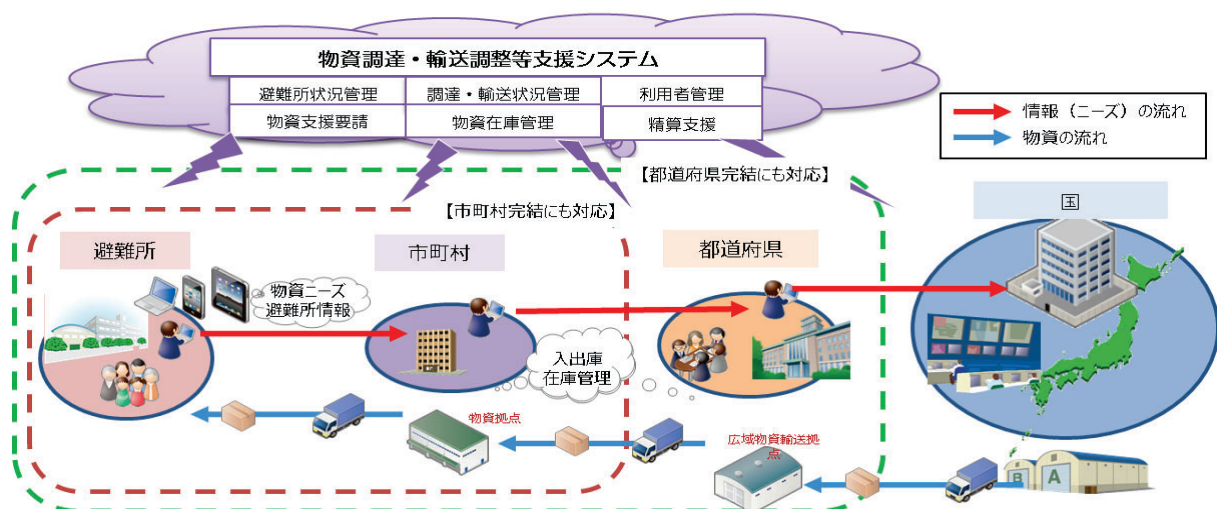
## 事業イメージ・具体例

### 次期物資調達・輸送調整等支援システム設計・構築

⇒現行システムの課題を踏まえた目指すべきシステム

- 1) 災害時のオペレーションに沿った、ユーザビリティが格段に向上したもの
- 2) 平時の備蓄管理を主とした使用についてもより容易となるもの

上記の要件を満たすシステム構築のための設計・開発を実施することで、災害発生時の国と地方公共団体間の物資支援要請とその対応に係る確実な情報共有、処理の迅速化が図れるシステムを実現する必要がある。



## 期待される効果

- 災害発生時の自治体による物資支援要請とそれに対応する国の物資調達・輸送調整において、関係各機関の担当職員が円滑に業務を進めることができ、被災者への迅速かつ的確な物資供給が可能である。

# 相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の推計に係る検討

令和5年度補正予算額 21百万円

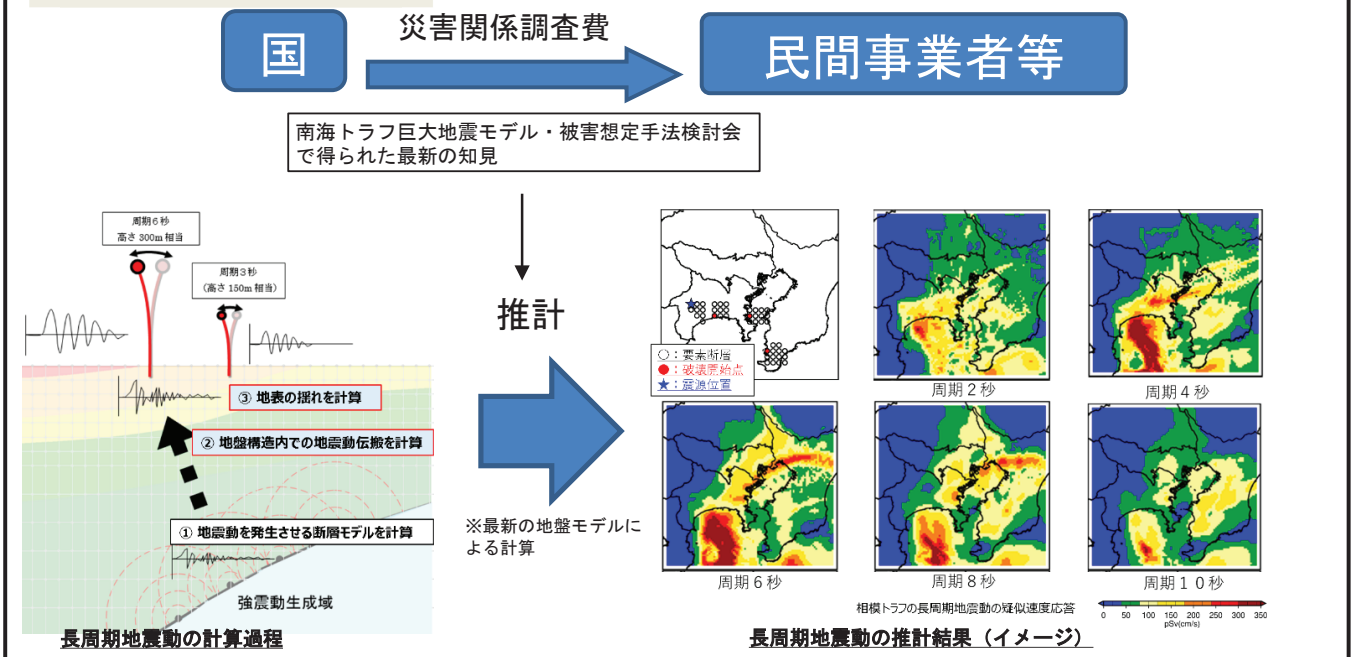
## 事業概要・目的

○首都直下地震対策について、策定から10年が経過する「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の見直しに向けて、相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動※の推計をとりまとめることを目的とする。

○首都直下地震の被害を想定するにあたり必要となる相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の推計にあたり、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会での議論において、最新の地盤構造モデルについての知見が得られたことから、モデルの見直しを行う。

※ 巨大地震による長周期地震動が発生すると、超高層建築物を含む多くの建築物で、間仕切り壁や天井、設備機器等への被害や、揺れの大きな上層階で、固定していない家具類の転倒やキャスター付き家具類の移動等による人的被害が懸念される。

## 事業イメージ・具体例



## 期待される効果

### アウトプットのイメージ

- 高層建築物の各階の揺れの推計
- 建築物の構造躯体の対策の検討
- 超高層建築物の室内等の対策の検討

### 期待される効果のイメージ

- 都心部における高層建築物及びライフライン・インフラの機能維持を図り、地震発生時の首都中枢部における政治・経済・金融活動の維持に貢献
- 建築物の制震技術、高層建築物の継続使用に係る建物被災度判定及び耐震補強技術、長周期地震動に関する予測システム等に関する技術の開発や、建築物の制震化、家具・什器等の固定に関する建設投資の誘発

# 各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進

令和5年度補正予算額 9百万円

## 事業概要・目的

- 令和5年に活動火山対策特別措置法が改正され※1、市町村等による、集客施設等の避難促進施設※2における避難確保計画作成等※3に係る援助等ができることが明記されたため、これらの取組を適切に支援し、全国の避難確保計画作成を促進することが必要。
- 避難促進施設における避難確保計画の作成援助に係る知見やノウハウを有しない市町村及び火山防災協議会が、法施行となる令和6年4月以降速やかに計画作成を援助できるよう、市町村等及び避難促進施設に対するヒアリング等を実施することで具体的な課題を調査し、解決方法の検討につなげる。

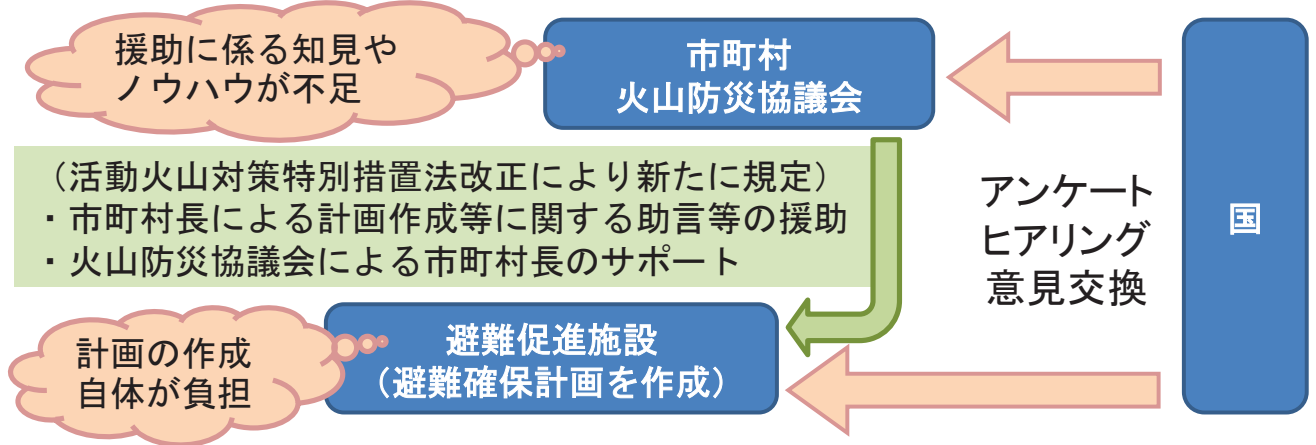
※1 令和5年6月成立 令和6年4月1日施行

※2 火山の噴火等があった場合に、施設利用者の円滑で迅速な避難を確保する必要があると認められ、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載された施設。人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設（ロープウェイ駅や宿泊施設等の集客施設等）や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設（学校、病院等）が該当。

※3 火山の噴火時には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一齐に避難させる必要が生じるが、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、行政による取組と連携して、避難促進施設の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）による利用者の安全を確保するための取組が重要となる。そのため、当該施設の施設所有者等においては、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することが義務付けられている。

## 事業イメージ・具体例

- 市町村等や避難促進施設に対するアンケート調査や個別のヒアリング、意見交換等を実施する。これにより、行政及び施設の両面から、具体的な課題を調査する。



## 期待される効果

- 市町村等及び避難促進施設が抱える具体的な課題についての調査を踏まえた解決方法の検討、避難確保計画の作成支援や避難計画の検証を目的とする訓練等の実施の援助を通じて、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」等の拡充を行う予定。
- 取りまとめた手引きや事例集等を全国の火山地域に共有することで、同様の課題等を有する地域での避難確保計画作成等の取組が進むことが期待される。



## 住民の火山防災意識の向上 令和5年度補正予算額 18百万円

### 事業概要・目的

- 近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。
- このような状況を踏まえ、活動火山対策特別措置法の一部を改正し（令和6年4月1日施行）、国民に広く活動火山対策について関心と理解と深めるため、8月26日が「火山防災の日」に制定されることとなった。
- 当該事業においては、法施行に先立ち、「火山防災の日」をはじめとする火山防災に対する国民への普及啓発を図るための準備を進める。

### 事業イメージ・具体例

- 活動火山対策特別措置法の改正に伴い、8月26日が「火山防災の日」が制定されることとなり、その趣旨にふさわしい行事等の実施に向けて、火山防災に対する国民の普及啓発を図るための準備として、「火山防災の日」を広く国民に知ってもらうための啓発用コンテンツ等を作成する。



日本で最初の火山観測所が浅間山に設置された8月26日を火山防災の日として制定。

### 期待される効果

- 活動火山対策特別措置法の改正の機を捉え、国民に対して火山に関する防災知識の普及啓発をきめ細かく行うことにより、その効果が各界各層に浸透し、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促進され、地域防災力が高まり、災害の未然予防及び災害軽減をもたらすことから、本施策の実施が相次ぐ災害にも屈しない国土づくりの一助となり、国民の安全・安心の確保につながる。

# デジタル技術を活用した防災教育の推進

令和5年度補正予算額 11百万円

## 事業概要・目的

- 全ての国民が災害から自らの命を守れるようになるためには、子どもの頃から地域の中で、必要な防災知識や適切な防災行動を身に付けることができる教育・訓練等を行うことが必要である。
- このため、令和3年5月に取りまとめられた「防災教育・周知啓発ワーキンググループ 防災教育チーム 提言」を踏まえ、
  - ・ 地域と学校が連携した防災教育推進のために、地域と学校の間に入り、継続的に両者の活動を支援する「防災教育コーディネーター」の人材育成支援
  - ・ 未就学児からの防災教育の体系化、標準化に向けた未就学児の防災教育の手引き作成などの取組を推進しているところ。
- 当該事業においては、本提言に基づき、子どもたちが地域の災害リスクを知識のみならず感覚的にも認識し、より現実的なシミュレーションも経験しながら、適切な避難行動等を身に付けることができるように、デジタル技術を活用した防災教育の充実強化を図る。

## 事業イメージ・具体例

- デジタル技術を効果的に活用している取組について、先進的で汎用性の高い事例の収集・分析等を行い、優良事例を発掘し、全国横展開を図る。
  - ・ 有識者ヒアリングや現地調査等によりデジタル技術を効果的に活用している先進的で汎用性の高い事例の収集を行う。
  - ・ 事例収集により得られたノウハウや好事例等について取りまとめた事例集や手引き等の作成に係る調査検討を行う。



デジタル技術を活用した防災教育事例  
(高等学校におけるAR訓練)

## 期待される効果

- 子どもの頃からデジタル技術を取り入れた防災教育をそれぞれの地域において、きめ細かく行うことにより、地域全体の防災意識が高まり、災害の未然予防及び災害軽減をもたらすことから、当該事業の実施が相次ぐ災害にも屈しない国土づくりの一助となり、国民の安全・安心の確保につながる事が期待される。

## 災害中間支援組織の設置・機能強化

令和5年度補正予算額 35百万円

### 事業概要・目的

- 気象災害が激甚化・頻発化しており、また、首都直下地震や南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。大規模災害が発生した際、行政のマンパワー・スキルだけで十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、超高齢社会の中で被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。
- 専門性を持つNPOやボランティア、企業など、多様な被災者支援の担い手が、被災地のニーズに応じて、モレ・ムラなく支援活動を行うためには、行政を含む支援の担い手間の連携・役割分担等の調整が重要。
- このため、都道府県域でこうしたコーディネーションを行う「災害中間支援組織」等の体制整備・強化を図る。



行政や災害中間支援組織等が参加した官民連絡会



災害中間支援組織による研修会

### 事業イメージ・具体例

- モデル事業として都道府県による災害中間支援組織の設置・機能強化を支援する。
- モデル事業により得られたノウハウや好事例等については、内閣府において精査・分析を加えた上で、ガイドライン等の形で全国横展開を行い、全国各地の災害中間支援機能の整備・強化を加速させる。

### 期待される効果

- 全国の都道府県において「災害中間支援組織」の設置・機能強化が図られることにより、平時からの官民連携が強化され、発災時には円滑・効果的できめ細やかな被災者支援につながる。  
※災害中間支援組織が組成・活動しているのは、19都道府県にとどまる。(令和5年7月現在)

# 防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務

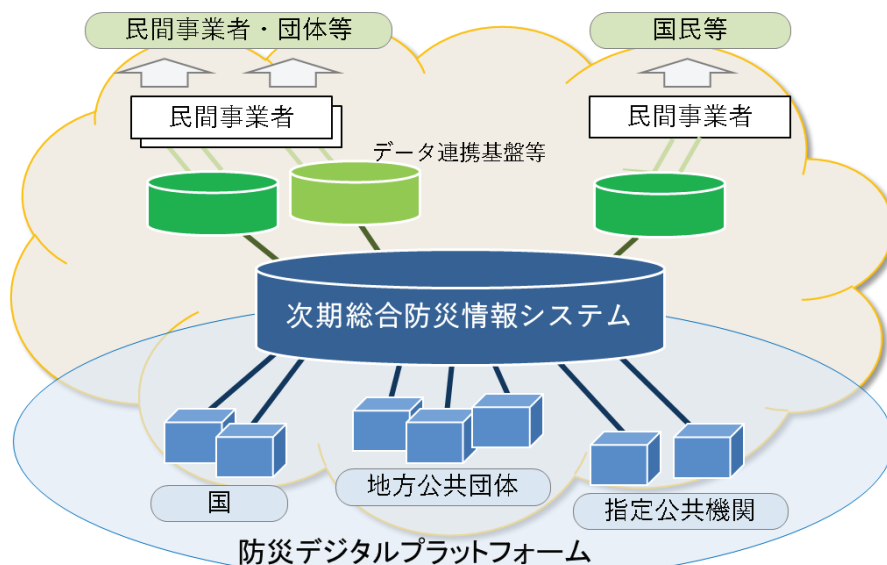
令和5年度補正予算額 61百万円

## 事業概要・目的

- 令和4年（2022年）6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）において、防災分野のデータ連携のためのプラットフォームの整備を目指すこととされた。
- 内閣府では、災害対応機関（省庁、地方自治体、指定公共機関）によるデータ連携の中核となる次期総合防災情報システムを令和6年度より供用開始できるよう構築を進めている。
- また内閣府では、データ利活用等に必要なルール等についても、デジタル庁等と連携し、調査検討を行っており、令和5年度に災害対応機関間でのデータ連携ルールを整理しているところ。
- 本事業ではさらに、国民や民間事業者を含めたデータ流通促進に向けたルールやアーキテクチャの検討などを行い、防災分野のデータ連携のためのプラットフォームの整備を目指す。

## 事業イメージ・具体例

- 災害対応機関以外を含むデータ流通の促進に向けて、データ活用方法・関係機関のグループごと（例：国民広報メディア、防災アプリ・有償サービス企業等）に、データ連携ルール等の検討を行う。
- 社会実装に向けては、次期総合防災情報システムとデジタル庁において検討されているデータ連携基盤等との効果的な連携形態等の検討を行う。



## 期待される効果

- 整備されるデータ連携のためのシステムやルール等により、防災分野の各種データの流通が促進され、災害対応機関の応急対策や、被災者等への情報提供などが効率化されることが期待される。

# 災害時における一人一人に寄り添った支援に必要な 連携体制強化事業

令和5年度補正予算額 8百万円

## 事業概要・目的

- 要配慮者一人一人に寄り添った支援に必要な個別避難計画の作成や災害ケースマネジメントの推進には、行政のみならず、福祉関係者を始めとする地域レベルの関係団体の協力や連携が重要となる。
- 個別避難計画については、法制化から約2年半が経過したが、未だ約15%の市町村が未着手であり、この状況の改善が喫緊の課題である。
- 本事業では、災害ケースマネジメントなど一人一人に寄り添った支援の推進及び個別避難計画の未着手団体の解消を図るため、主に庁外の自治会、自主防災組織、ケアマネジャー、相談支援専門員、保健師などの支援者との関係づくりの強化を図ることを目的として、全国レベルの連携体制を構築し、関係者間における連携の気運を醸成し、市町村の現場における関係づくりの円滑化を図るとともに、個別避難計画については、市町村の現場に有識者等が出向き、市町村職員等と一緒に、実際に計画を作成することなどを通じて、着手できていない市町村の解消を目指す。

## 事業イメージ・具体例

### <全国連携体制の強化>

#### ○全国レベルの連携体制の強化と都道府県・市町村レベルでの連携への波及

- ・全国レベルの関係団体や関係省庁からなる全国協議会を開催し、個別避難計画の作成や災害ケースマネジメントなどに関連する取組事例やノウハウの共有などを行うとともに、防災、福祉、保健などの連携が必要な各分野の関係者間における一元的な情報共有、会議開催、各地域への働きかけ等につなげる。

### <未着手団体の解消に向けた伴走支援>

#### ○計画作成経験の蓄積を通じた取組着手の後押し

- ・個別避難計画の作成に未着手の市町村を対象として、個別避難計画の制度設計等に関する議論に参画した有識者などが、都道府県職員と共に市町村の取組の現場に出向き、市町村の職員や、防災、福祉、保健などの地域の関係者と一緒に、実際に個別避難計画を作成するなど、具体的な経験の蓄積を通じて、取組に着手することを支援する。

## 期待される効果

- ①個別避難計画の作成や災害ケースマネジメントの実施の加速化につながる。
- ②全国的な連携体制を構築し、各地域に働きかけを行うとともに、先進事例を開拓し、事例共有を図ることで、より質の高い支援につながる。
- ③個別避難計画について、作成状況の改善につながる。

# 災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する業務 令和5年度補正予算額 75百万円

## 事業概要・目的

- 災害救助法の救助の実施に当たり、
    - ・ 被災自治体への応援職員の派遣、
    - ・ 被災自治体への支援物資の輸送、
    - ・ 応援に要した費用の被災自治体への求償手続き
- 等について、発災後の被災自治体と応援自治体が相互で応援職員や支援物資の投入状況等を即座に把握可能となる、アプリケーション等を設計・構築し、救助費用の求償手続きの簡素化・効率化を図る。

## 事業イメージ・具体例

以下の3つの要件について定義する

### 応援職員

受援自治体における活動に関する定義（救助法による救助活動を対象）

技術要件の検証  
機能仕様書  
ワイヤフレーム作成

### 支援物資

応援自治体から受援自治体への物資の提供に関する定義

保守運用方針の策定

要件定義書の作成

### 求償手続き

応援自治体から受援自治体への求償手続きに関する定義

要求定義書の作成

具体計画の作成及び実務者協議会の開催

### 令和5年度補正案件

- ・ 救助費用の求償手続きの効率化に係るアプリケーション等の作成の設計・構築

## 期待される効果

- 応援自治体と被災自治体の双方の事務負担の軽減が図られる。

# 中央防災無線網の管理に要する経費

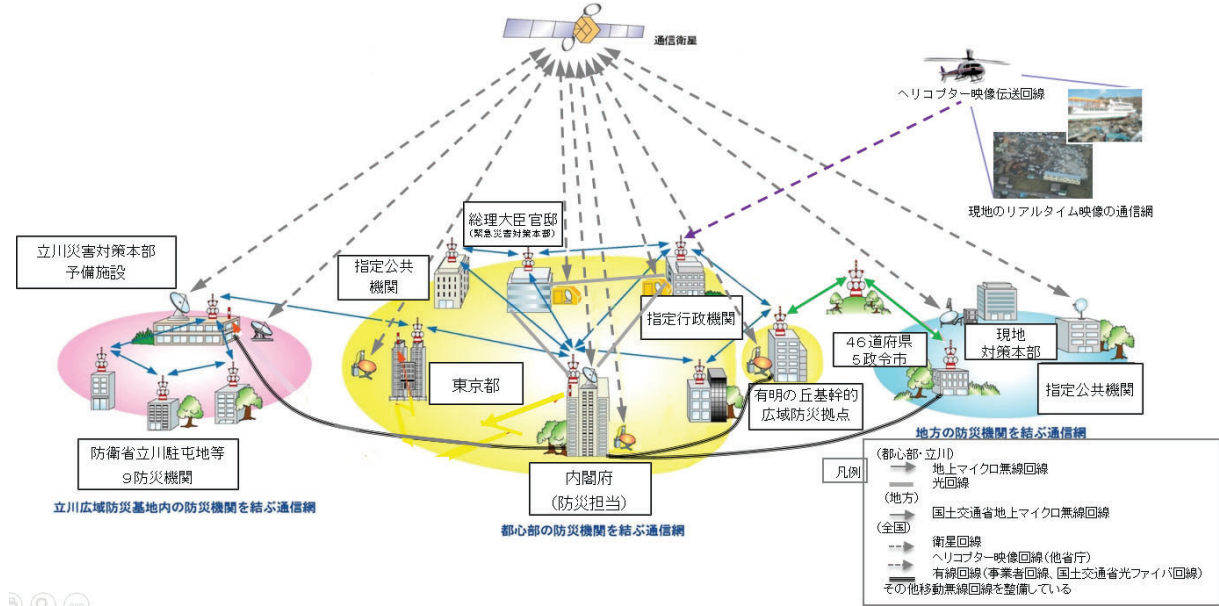
令和5年度補正予算額 148百万円

## 事業概要・目的

- 中央防災無線網は、大規模な災害が発生した場合においても、災害情報の収集・伝達を確実にを行うため、総理大臣官邸や指定行政機関等(31機関)、指定公共機関(106機関)及び地方公共団体(47都道府県5政令市)との間や災害発生時に設置される緊急災害対策本部(立川災害対策本部予備施設を含む。)や現地災害対策本部等を結ぶ、政府専用の通信ネットワークである。災害時において、ヘリコプター映像による発災状況の把握や関係機関との電話・FAX・メール・ファイル共有・TV会議等による通信を確保するため、中央防災無線網の整備及び維持管理を行う。
- 端末設備(映像配信、PC、電話等)と各種回線(衛星、多重無線、光)を接続するネットワーク設備において、老朽化による不具合発生機器、メーカー保守期限超過機器の更新を行う。また、更新と合わせた設備集約を行う。
- 新たに指定された指定公共機関については、衛星通信サービスを活用して、大規模災害時の通信を確保する。既設指定公共機関設備については、民間事業者回線遮断時でも求められる機能(Tel・FAX)を確保しつつ、低コストな衛星通信サービスに移行する。

## 事業イメージ・具体例

- 中央防災無線網の円滑な運用のための設備整備
  - ・ネットワーク設備の更新(2拠点)
  - ・指定公共機関への衛星通信サービスの導入(14拠点)



## 期待される効果

- 大規模災害発生時に全国の防災関係機関相互の通信を確保することで、政府の迅速かつ円滑な災害対応に寄与する。
- 利用状況、技術動向や設備の最適化による見直しと部品交換等による延命化などにより、トータルコストの削減を実現する。
- 中央防災無線網の構成やシステムの見直し、新技術活用等により、防災デジタルプラットフォーム等の基盤となる通信インフラの持続的な信頼(耐災害性)向上や機能向上を実現し、防災DXの推進に寄与する。

# 四国現地対策本部改修事業

## 令和5年度補正予算額 33百万円

### 事業概要・目的

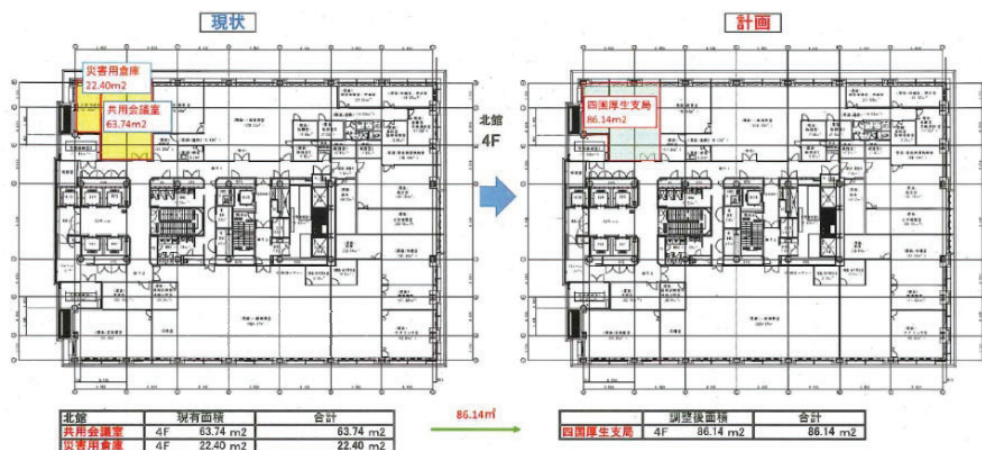
- 南海トラフ地震における政府の災害応急対策活動のため、四国に緊急災害現地対策本部用の室を複数設置。
- 入居庁舎における使用調整計画に基づき、設置予定室のひとつが移転。令和6年度中の完了が必須。
- 現地対策本部用の情報通信回線（中央防災無線網）の一部の移設及び機器設置を行うものである。
- 移転する室に緊急災害対策本部等との通信を確保するため、中央防災無線網によるネットワーク設備、電話交換設備等の情報通信基盤の整備に係る工事及び通信機器の設置を実施。

### 事業イメージ



左: 庁舎外観  
(手前: 南館、奥: 北館)

下: 使用調整計画  
(共用会議室→官署専用執務室)



### 期待される効果

- 南海トラフ大地震における政府の災害応急対策活動に必要な執務スペースが確保されるとともに、現地対策本部（四国）用の機器を整備することにより、同活動の実効性が向上する。



# 被災者生活再建支援金補助金

令和5年度補正予算額 1,857百万円

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の1/2に相当する額を補助する。

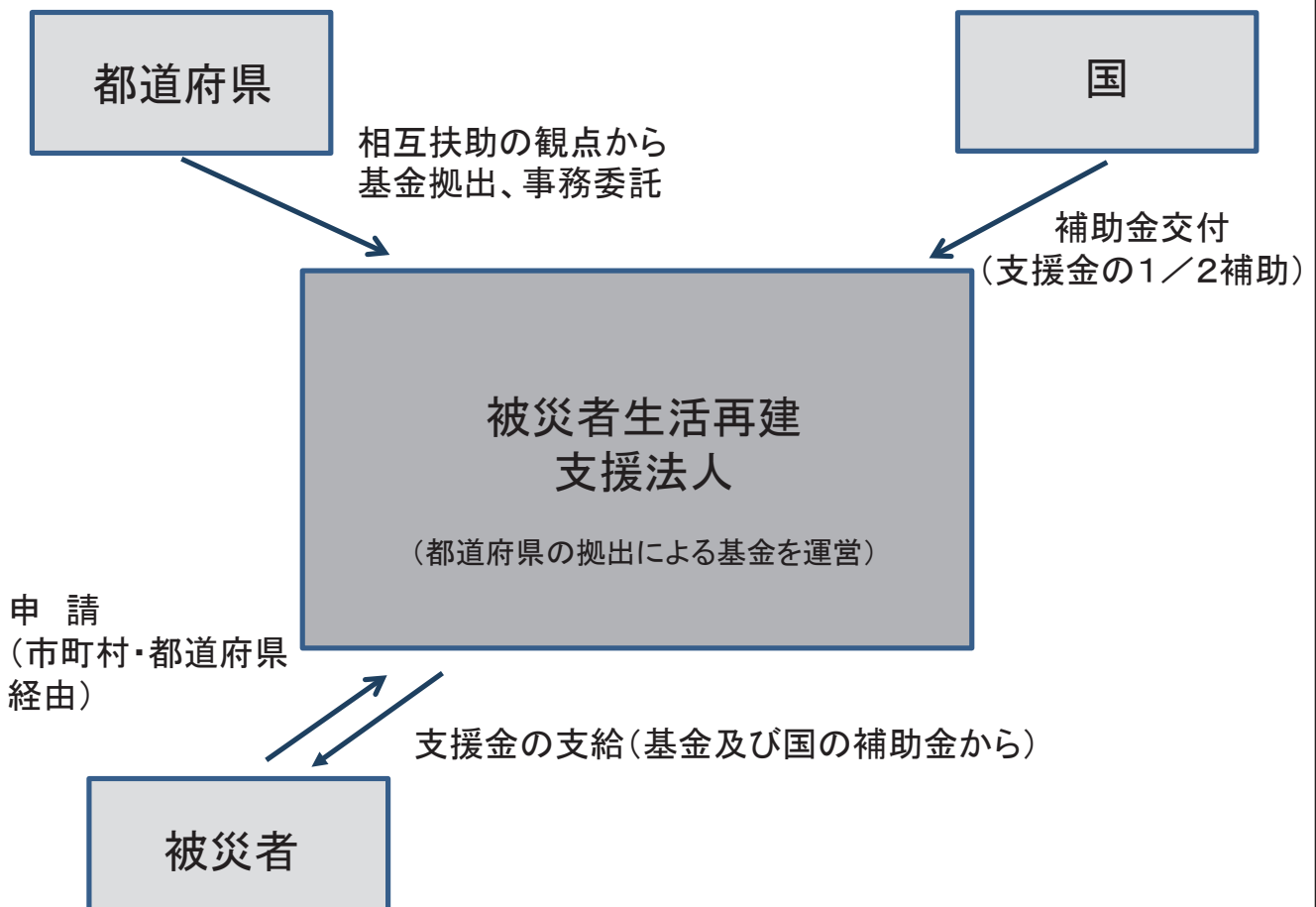
## 被災者生活再建支援法

【目的】 自然災害を受けた被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

○全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給

○国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助

### (参考) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



# 災害救助費等負担金

令和5年度補正予算額 944百万円

## 災害救助費負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について負担を行う。

また、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置する場合、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助に要した費用について負担を行う。

### ○ 災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索・処理
- 障害物の除去

### ○ 国庫負担割合

被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から9割を国庫負担する。

#### 普通税収入見込額の割合

#### 国庫負担割合

- |                          |   |        |
|--------------------------|---|--------|
| ① 収入見込額の2/100以下の部分       | → | 50/100 |
| ② 収入見込額の2/100超4/100以下の部分 | → | 80/100 |
| ③ 収入見込額の4/100超の部分        | → | 90/100 |

# 災 害 援 護 貸 付 金

令和5年度補正予算額 143百万円

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。

## ○ 制度概要

- |        |  |
|--------|--|
| ① 貸付金額 | 被害状況に応じて 150万円 ～ 最高 350万円                |
| ② 所得制限 | 例) 住居が滅失した場合 1,270万円<br>(市町村民税の前年度総所得金額) |
| ③ 利 率  | 年3%以内で条例で定める率<br>(据置期間中は無利子)             |
| ④ 据置期間 | 3年 (特別の場合5年)                             |
| ⑤ 償還期間 | 10年 (据置期間を含む)                            |
| ⑥ 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦                               |
| ⑦ 貸付原資 | 国 2 / 3 都道府県・指定都市 1 / 3                  |



内閣府

郵便番号 100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話 (03) 5253-2111 (大代表)

URL <http://www.bousai.go.jp>